

令和4年農作業労賃と農業用機械利用料金の参考額を設定

詳しくは



農作業を委託する際の料金の参考額を設定しました。詳細は、問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

- 農作業労賃：1日（8時間）当たり8,200円
- 農業用機械利用料金（10a当たり、消費税別）

（単位：円）

区画	作業区分	田耕うん	代かき	機械田植え	機械田植え (側条)	稲刈り取り (コンバイン)	乾燥・もみすり(60kg)
10～20a区画程度以下		7,300	9,700	6,100	6,900	19,700	2,400 (色彩選別機を利用する 場合は、3,300)
30a区画程度		6,000	8,200			17,700	
50～100a区画程度			7,900	5,900	6,800	17,100	

※金額は、あくまで目安です。中山間地域や未整備地などのほ場条件、作業の難易度などの実情を考慮し、作業前に当事者間で協議して決めてください。

▶ 問合せ…農業委員会事務局 (☎025-520-5813)

農地(水田)の参考賃借料を設定

詳しくは



農地の賃貸借契約を締結する際に参考とする賃借料を設定しました。一定の条件の基で算定した額であり、実際はそれぞれ条件が異なるため、貸し手と借り手で十分に話し合い、賃借料を決めてください。

- 参考賃借料 市内平坦地域全域10a当たり10,600円
- 条件など

- ・市内平坦地域の水田10ha程度で主食用米を生産するケースを想定し、粗収入から生産費用と経営者報酬を差し引き、算定しました。
- ・粗収入は、市農業再生協議会の基準単収とJAから農家へ支払われた「コシヒカリ」と「こしいぶき」の価格を参考としました。
- ・生産費用は、育苗費、肥料費、水利費、農機具費などの合計で、JA、農業共済組合、土地改良区、統計の数値を参考としました。なお、水利費（土地改良区の賦課金）に、ほ場整備工事の償還金は含みません。
- ・10a当たりの収量は541kg、土地改良区賦課金は5,203円で算定しています。それぞれの条件に当てはめる際の参考としてください。

▶ 問合せ…農業委員会事務局 (☎025-520-5813)

高田税務署からのお知らせ

- 確定申告には、スマートフォン・パソコンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードを持っている人はマイナンバーカード対応のスマートフォンまたはICカードリーダーライターを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

また、印刷して郵送などで税務署に提出することもできます。マイナンバーカードを持っていない人は、早めの取得をお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限りご自宅からe-Taxをご利用ください。

☎確定申告など＝国税庁ホームページ「確定申告特集」を参照

- e-Tax・作成コーナーの操作など＝e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (☎0570-01-5901、受付＝月曜日～金曜日(祝日を除く))



国税庁HP

- 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します

確定申告会場の入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

期 間	申告会場	対象者
2月15日◎以前	高田税務署庁舎	還付申告(注)
2月16日◎～3月15日◎	市民プラザ	全ての人

(注) 贈与税については、2月1日◎以降、申告相談を受け付けています。

☎相談受付＝午前9時～午後4時(土・日曜日・祝日を除く)

※基本的に、自身のスマートフォンを利用して申告書を作成します。

※来場する際は、検温やマスクの着用など感染症対策にご協力ください。

▶ 問合せ…高田税務署 (☎025-523-4171)



国税庁LINE公式アカウント